

船舶事故調査報告書

令和3年6月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年7月1日 15時20分ごろ
発生場所	山口県防府市野島 ^の 南西方沖 周防野島 ^{すおう} 灯台から真方位247° 1,240m付近 （概位 北緯33° 56.0′ 東経131° 41.0′）
事故の概要	漁船 ^{しんりょう} 新漁丸は、南南西進中、また、プレジャーボート ^{アイエフビー} i f p は、漂泊中、両船が衝突した。 新漁丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、i f p は、右舷中央部外板に破口を生じた。
事故調査の経過	令和2年8月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 新漁丸、4.96トン YG3-41024（漁船登録番号）、個人所有 10.94m (Lr) × 2.41m × 0.86m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和51年11月23日 B プレジャーボート i f p、5トン未満 291-39421山口、個人所有 7.61m (Lr) × 2.19m × 0.73m、FRP ディーゼル機関、110.33kW、平成12年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 89歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月27日 免許証交付日 平成30年11月5日 （令和6年2月19日まで有効） B 船長B 46歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成27年1月5日 免許証交付日 令和2年2月25日 （令和7年2月24日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷

	B 右舷中央部外板に破口、沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、引き縄漁の目的で、令和2年7月11日15時10分ごろ野島南南西方のオモゼ灯標西方沖の漁場に向けて防府市野島漁港を出港した。</p> <p>船長Aは、レーダー及びGPSプロッターを作動させることなく、操舵室船尾側の出入り口付近に立ち、目視で前路を確かめながら手動操舵に当たり、野島港西外防波堤灯台北方沖で左転したのち、漁場へ向けて南南西進を始めた。</p> <p>船長Aは、野島の^{あましの}天石鼻西方沖で、操舵室後方の左右から前路を確かめ、左舷船首方に流木2本、右舷船首方の遠方に小型の漂泊船1隻を認め、認めた漂泊船以外に周囲に他船はいないと思って操舵室に入り、舵輪の船尾側に置いた板の後端に腰を掛け、左舷方を向く半身の姿勢で顔を船首側へ向けて続航した。</p> <p>船長Aは、約6～7ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）とし、左舷船首方のオモゼ灯標との関係に意識を向けながら航行中、間もなく漁場に到着すると思っていたとき、15時20分ごろ突然衝撃を受けた。</p> <p>船長Aは、衝撃を感じて機関を中立運転とし、すぐに後進に掛けて行き足を止め、操舵室の右舷船尾側へ出たところ、右舷方の海中に船長Bを、船首方にB船をそれぞれ視認し、B船と衝突したことが分かった。</p> <p>船長Aは、A船に乗り込んだ船長Bが負傷していないことを確かめ、A船をB船に寄せ、いったんB船に移乗してA船に戻って来た船長BからB船の機関室が徐々に浸水していると聞き、僚船に状況を連絡して救援を依頼した。</p> <p>船長Aは、野島漁港から出港した僚船数隻と共にB船を野島漁港へえい航しようとし、約2時間えい航作業を行ったが、B船の浸水が進み、船首だけを残して水没するようになり、B船が沈没したのち、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、09時00分ごろ防府市^{むこう}向島沖の釣り場に向けて防府市^{みたじりなかのせき}三田尻中関港を出港した。</p> <p>船長Bは、09時30分ごろ向島沖の釣り場に到着して釣りを始め、11時40分ごろオモゼ灯標南東方沖の釣り場に移動して釣りをを行い、その後、釣果を得て帰港することとした。</p> <p>船長Bは、15時10分ごろ本事故発生場所付近で機関を停止し、船首を北北西方へ向けて漂泊し、操舵室後方で釣れた魚を持ち帰るための作業を始めた。</p> <p>船長Bは、作業を始めて間もなく、右舷方の野島漁港から出港する</p>

	<p>A船を視認し、B船のそばにぶりが群れていると思って近づいて来るのだらうと思い、A船の船首がB船の船首近くに向いているように見え、近くに寄って来るなど思ったものの、作業を続けた。</p> <p>船長Bは、作業を続けていたところ、A船がB船の右舷中央部に船首を向けて約40mに迫っていることに気付き、A船がB船に気付いていないと思い、立ち上がって手を振って大声を上げたものの、A船の動きに変化がないので、操舵室の左舷側から船首へ回って海中へ飛び込んだ直後、A船とB船が衝突した。</p> <p>船長Bは、A船に乗って野島漁港に入港した後、知人の船で三田尻中関港に戻った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真2 A船、写真3 本事故発生場所付近 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、A船が約6～7knの速力で航行中、舵輪の船尾側に置いた板の后端に腰を掛け、左舷方を向く半身の姿勢で顔を船首側へ向けて見た場合、船首が浮上して水平線が隠れることはなかったが、前面の窓枠と灯火設備用の支柱で約9度の死角ができる状況であり、ふだん、上半身を左右に動かして死角を補って見張りを行っていた。(写真1参照)</p> <div style="text-align: center;"> <p>支柱 約9度 窓枠</p>  </div> <p>写真1 本事故当時の船長Aの操船位置から船首方を見た状況</p> <p>船長Aは、本事故当時、右舷船首方の遠方に認めた漂泊船以外に周囲に他船はいないと思い、上半身を左右に動かして船首方の死角を補わないまま左舷船首方のオモゼ灯標との関係を確認しながら航行していた。</p> <p>船長Bは、膨張式救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、右舷方にA船を認めた際、過去に引き縄漁を行う漁船がB船に近づいて来るがあったので寄って来ることに違和感はなく、A船の船首がB船の船首近くに向いているように見え、近くに寄って来るなど思ったものの、船首方を通り過ぎて行くと思っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、船首方に死角がある状態で野島南西方沖を南南西進中、船長Aが、右舷船首方の遠方に認めた漂流船以外に周囲に他船はいないと思い、オモゼ灯標との関係を確認することに意識を向けて航行を続けたことから、漂流中のB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、野島南西方沖において、魚を持ち帰るための作業を行いながら漂流中、船長Bが、A船に気付いた際、A船の船首がB船の船首近くに向いているように見え、近くに寄って来るなどと思ったものの、B船の船首方を通り過ぎて行くと思い、漂流を続けたことから、衝突を回避するための措置を採る時機を逸し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、野島南西方沖において、A船が船首方に死角がある状態で南南西進中、B船が漂流中、船長Aが、右舷船首方の遠方に認めた漂流船以外に周囲に他船はいないと思い、オモゼ灯標との関係を確認することに意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、A船に気付いた際、A船がB船の船首方を通り過ぎて行くと思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、認めた船以外に他船はいないと思わず、死角を補い、また、特定の物標のみにとらわれず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 漂流中、自船の船首近くへ船首を向けて接近して来る他船を認めた場合、自船の船首方を通り過ぎて行くと思わず、動静を監視し、必要に応じて有効な音響による信号で注意喚起を行うとともに、機関を使用するなどして早期に衝突を回避するための措置を採ること。 ・ 衝突後は、速やかに事故の発生を海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

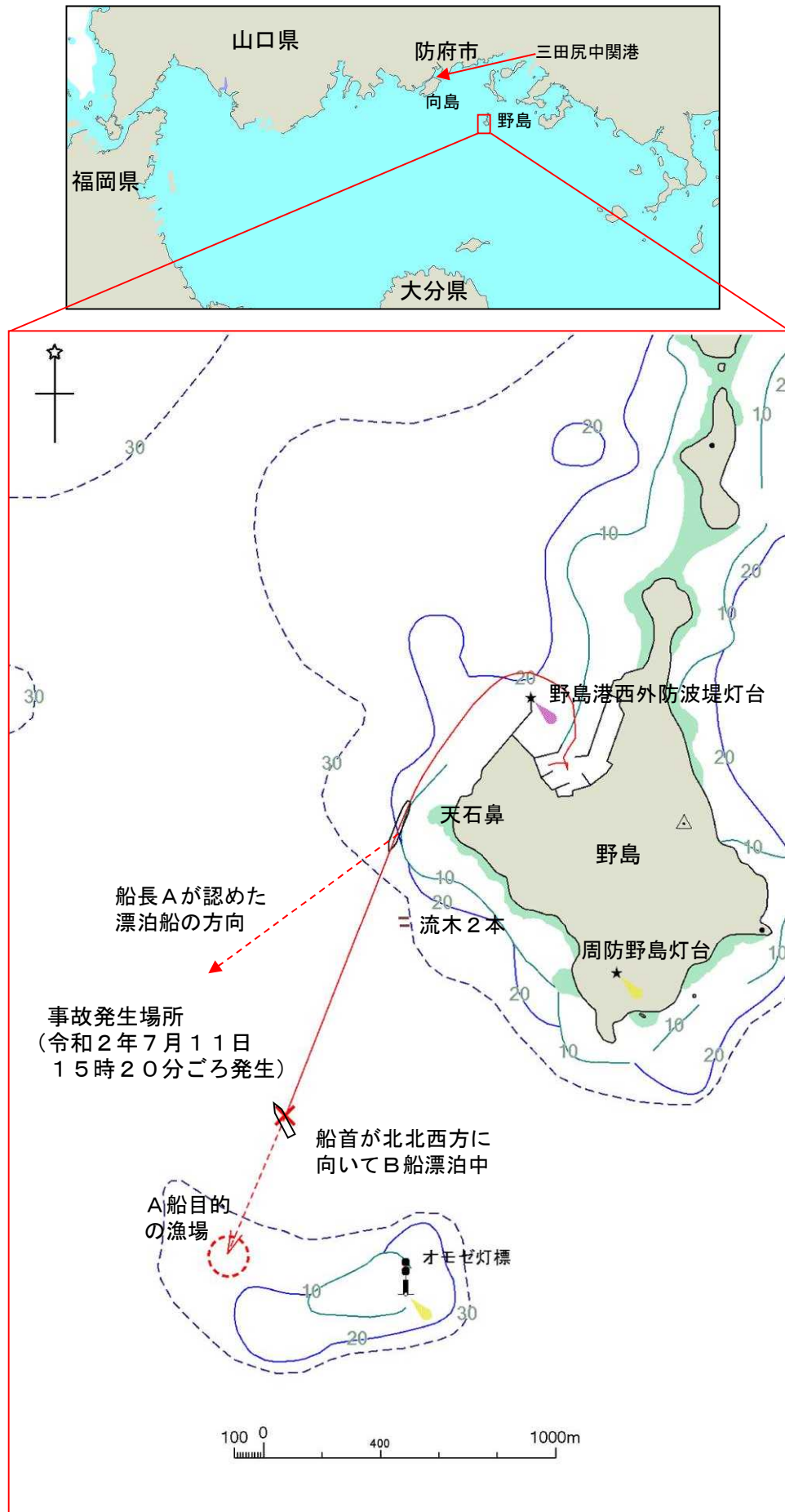


写真2 A船



衝突箇所

写真3 本事故発生場所付近

天石鼻

才モゼ灯標

